野洲市資料提供

| | |
|---|---|
| 提供年月日 | 令和元年７月25日 |
| 担当部課 | 都市建設部住宅課 |
| 担当者 | 服部　大橋 |
| 連絡先電話番号 | 077-587-6322 |

野洲市内の特定空家等（美和コーポ）にかかる法律に基づく戒告について

標記の件につきまして、空家の所有者に戒告しましたのでお知らせします。

記

１．戒告を行った日

令和元年７月22日（月）

２．戒告の内容

空家の所有者に対して空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第３項に基づき解体するよう命令を発し、７月８日に命令期限が終了しましたが、現在に至っても命令した措置がなされていないため、行政代執行法第３条第１項の規定に基づく戒告を行いました。（裏面参照）

３．経過と今後のスケジュール

「別紙　：美和コーポに係る代執行までのスケジュール」の通り

４．行政代執行にかかる予算措置

令和元年第４回定例会に工事請負費等の補正予算を提案予定

第３条第１項　戒告書

野住第３０５号
令和元年７月２２日

様

滋賀県野洲市小篠原２１００番地１
野洲市長　山仲　善彰

# 戒　告　書

あなたに対し平成３１年３月１８日付け野住第１００号により、あなたの所有する下記特定空家等の解体を行うよう命じました。この命令を令和元年９月２１日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第１４条第９項の規定に基づき、下記特定空家等の解体を執行いたしますので、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）第３条第１項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第５条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

特定空家等
（１）所在地
滋賀県野洲市野洲１３９９番地７
（２）用途
住宅
（３）構造
鉄骨造陸屋根３階建
（４）規模
所有床面積　　３８．２２㎡
総床面積　　４０８．１２㎡

（備考）
この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条及び第１８条第１項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月を経過するまでに野洲市長に対し審査請求をすることができます。

滋賀県野洲市小篠原２１００番地１
野洲市都市建設部住宅課
ＴＥＬ／０７７－５８７－６３２２
ＦＡＸ／０７７－５８６－２１７６

別紙

# 美和コーポに係る代執行までのスケジュール

H31.3.1（金）解体命令に係る事前通知（～3/15 期限）

↓　空家等対策特別措置法（第 14 条第 4～8 項）

H31.3.18（月）解体命令（～4/末期限）（記者発表）

↓　空家等対策特別措置法（第 14 条第 3 項）

H31.3.22（金）定例会

↓　H31 予算第 1 号補正予算採決（解体工事実施設計）

H31.3.25（月）臨時契約審査会（部長会終了後）

↓　3.26　市長レク

H31.3.26（火）指名通知・仕様書閲覧

↓

H31.4.8（月）入札（中主防災コミセン）

↓

H31.4.9（火）契約締結

↓

H31.4.9～令和元.9.10（業務委託期間 5 か月）

↓

令和元.7.8　解体命令期限終了

↓

令和元.7.22　戒告書通知

↓　行政代執行法（第3条第1項）

令和元.8　定例会、契約審査会、指名通知

↓　補正予算提案（解体工事・工事監理等）

令和元.10上旬　仕様書閲覧

↓

令和元.10下旬　入札、契約締結

↓

令和元.11中旬　工事説明会・現場着工（記者発表）